

## 寝たきり老人・認知症老人・寝たきり障害者などを在宅で介護している方々へ 介護用品を給付します

町では、平成19年度事業として寝たきり老人・認知症老人・寝たきり障害者などを在宅で介護している方々へ介護用品を給付します。給付を希望される方は介護保険被保険者証または障害者手帳と印かんをお持ちになって窓口へ申請してください。

- 対象者 ● 要介護4・5と判定された方を介護している家族等  
特別障害者手当・障害児福祉手当が支給されている方を介護している家族等
- 給付内容 ● 紙オムツ・尿取りパット等を無料で支給します。
- 給付時期 ● 4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回

役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

申請窓口 千畑福祉センター ☎0187(85)2294  
六郷福祉センター ☎0187(84)0378  
仙南福祉センター ☎0187(83)2122

## 平成19年度「温泉保養所利用券」および「はり・きゅう・マッサージ施術券」 を交付します

平成19年度分の「温泉保養所利用券」および「はり・きゅう・マッサージ施術券」を次の日程で交付します。この交付日にどうしてもご都合のつかない方は、役場各庁舎の総合サービス課で申請してください(後日、ご自宅へ券を郵送します)。

■交付日程	会場	交付日	時間	持ち物
千畑保健センター		4月3日(火)	午前9時30分～午後3時	受給者と申請者の印かん
		4月4日(水)		
		4月5日(木)		
六郷保健センター	4月9日(月)	午前9時30分～午後3時		
	4月10日(火)	午前9時30分～正午		
仙南保健センター	4月11日(水)	午前9時30分～午後3時		
	4月12日(木)	午前9時30分～正午		

■交付内容	名称	内容	対象者
温泉保養所利用券		千畑温泉保養所の平日無料利用券を交付(24回分) ※土日祝日は使用できません	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう・ マッサージ施術券		1回あたり1,000円の助成(12回分)	

※昭和17年生まれの方は誕生日の月の初日にならないと申請できませんのでご注意ください。  
例)昭和17年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用可能

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)

### 在宅外科当番医のご案内

診察日	当番医
4月8日(日)	仙北組合総合病院 整形
15日(日)	仙北組合総合病院 外科
22日(日)	大曲中通病院
29日(日)	仙北組合総合病院 整形
30日(月)	仙北組合総合病院 外科
5月3日(木)	仙北組合総合病院 整形
4日(金)	大曲中通病院
5日(土)	仙北組合総合病院 外科
6日(日)	仙北組合総合病院 整形

診察時間 ● 午前10時～午後4時

電話番号 ● 仙北組合総合病院 0187-63-2111  
大曲中通病院 0187-63-2131

### 歯科休日当番医のご案内

診察日	当番医	電話番号(0187)
4月8日(日)	たかはし歯科クリニック(大仙市高梨)	62-6800
15日(日)	佐藤歯科医院(大仙市大曲中通)	63-0308
22日(日)	カラダ歯科医院(仙北市角館町)	55-1188
29日(日)	さいとう歯科クリニック(仙北市角館町)	53-2752
30日(月)	俵谷歯科医院(大仙市協和)	(0188)92-3282
5月3日(木)	藤田歯科医院(大仙市大曲通町)	63-3320
4日(金)	高山歯科医院(美郷町土崎)	85-3911
5日(土)	高橋歯科医院(大仙市大曲栄町)	62-5058
6日(日)	城南堂歯科医院(仙北市角館町)	54-3678

診察時間 ● 午前9時～午後3時

## 子どもに関する悩みについて ひとりで悩まないで

子どもと生活していく上で抱えるさまざまな問題について、解決のお手伝いをします。

悩んでいることなど、お気軽に相談してください。

**育児不安・虐待・いじめ・不登校・非行・性格・行動**など。

■ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班

☎0187-84-4907(内線2164)

■ 南福祉事務所 家庭相談室

☎0182-32-3294

■ 南児童相談所

☎0182-32-0500

● 夜間・休日の緊急相談窓口

美郷町役場 ☎0187-84-1111

中央児童相談所 ☎018-862-7311



## DV(ドメスティック・バイオレンス)は 許しません!

配偶者等からの暴力(身体的・性的・経済的・心理的暴力および子どもを巻き込んだ暴力)で悩んでいる方は、下記の相談窓口までご相談ください

DVは、直接的に暴力を受ける女性だけでなく、その子どもたちにも深刻な影響を及ぼします。子どもの虐待につながります。

■ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班

☎0187-84-4907(内線2164)

■ 女性相談所

☎018-835-9052

女性相談、法律無料相談も  
行っております



## 介護保険事務所 からのお知らせ

問  
い  
合  
わ  
せ

大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 保険管理班

☎0187(86)3911 FAX0187(86)3914

役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 介護保険料が年金から天引きされているみなさんへ

～仮徴収について～

○平成19年度介護保険料の徴収(仮徴収)が4月支給の年金から開始されます。

### 仮徴収とは

介護保険料は住民税の課税状況等によってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定となるため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となります。このことを仮徴収といいます。

※該当する方には4月上旬に仮徴収額のお知らせを発送しますのでご確認ください。

※7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月支給の年金から3回に分けて徴収(本徴収)することになります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月の保険料と同額が天引きされます。	前年度の年額をもとに前期分(4月から8月分)が年額の約半分となるように計算した額が天引きされます。		7月に決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて天引きされます。保険料段階が前年度から変わると本徴収で調整されるため、仮徴収と比べ金額が大きく変わる場合があります。		

※65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされていない方については年額の決定後、7月中旬に送付される納付書で納めることとなります。(口座振替を申し込んでいる方は口座から引き落としになります)